

【参考】地場産品基準該当理由記載内容

平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準		記載欄 A	記載欄 B	記載欄 C
1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	区域内で行われている生産の内容（栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等）（加工品は2号または3号で記述すること）	—	—
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	当該返礼品の主な原材料のうち、区域内で生産された原材料名	当該返礼品の主な原材料のうち、区域外で生産された原材料名	返礼品等の重量や付加価値のうち区域内で生産された原材料（記載欄A）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上を上回るという理由を説明すること）
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。	区域内で行われている工程（加工・製造）の詳細 ※実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例 単なる切断や組み立て、梱包、混合などは相応の付加価値が生じていると判断できません。	区域外で行われている工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている工程（記載欄A）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上を上回るという理由を説明すること）
3号イ（熟成肉）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものの。	肉が生産（飼養）された都道府県名	区域内で行われている熟成工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている熟成工程（記載欄B）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上を上回るという理由を説明すること）
3号イ（精米）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものの。	米が生産（栽培）された都道府県名	区域内で行われている精米工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている精米工程（記載欄B）によるものの割合（当該割合が全体の半分以上を上回るという理由を説明すること）

【参考】地場産品基準該当理由記載内容

平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準		記載欄 A	記載欄 B	記載欄 C
3 号口 (企画立案)	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの	区域内で行われている工程（企画立案等）の詳細	区域外（製造地など）で行われている工程の詳細	区域内で行われている企画立案の工程（記載欄A）で当該製品の価値の過半が生じている旨（事業者からの証明をPDFで提出）
4 号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。	区域内で行われている生産の内容（栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等）	流通構造上、混在が避けられない理由	混在する可能性のある地方団体名
5 号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	当該地方団体の広報のために作成されたオリジナルグッズ等である旨	当該地方団体独自の返礼品であることが明白な理由	返礼品の形状、名称その他の特徴が把握でき、記載欄Bの明白性が判る資料のURL（添付PDF等可）
6 号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	地場産品について、基準の該当号及びその該当理由	地場産品と地場産品以外のものの附帯関係	調達費用のうち地場産品に係る費用 調達費用のうち附帯品に係る費用 地場産品の割合（要7割以上）
7 号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	役務が提供される施設名等（区域外での役務の提供が含まれる場合）提供される所在地	役務の内容 ※区域内で提供されていても全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは7号役務に該当しません。	役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があるといえる理由（役務が区域外に跨がる場合、その理由を含む）

【参考】地場産品基準該当理由記載内容

平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準		記載欄 A	記載欄 B	記載欄 C
7号の2 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。	役務が提供される施設名・所在地	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体が属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営する旨	フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体が属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものではない旨
7号の3イ 五万以下 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの	役務が提供される施設名・所在地	1人1泊あたりの調達費用の額	－
7号の3ロ 該当地域 (宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの	役務が提供される施設名・所在地	特定非常災害発生日 災害救助法が適用されたことが判る旨	－
7号の4 (電気)	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。	区域内で発電された電気であることが判る旨	地域のエネルギー源の種類（太陽光、バイオマス、地熱等）	当該電気の提供事業者名 返礼品として提供する電気の総量が当該電気に係る区域内の発電量の範囲内となっている旨
8号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの	当該返礼品を共通して提供する市区町村名全て	当該返礼品が該当する地場産品基準の類型（1～7号の4）及び当該類型で記載することとなっている内容すべて	共通の返礼品を提供するにあたって各団体の同意を得ている旨

【参考】地場産品基準該当理由記載内容

平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準		記載欄 A	記載欄 B	記載欄 C
8号口	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの	当該返礼品を共通して提供する都道府県名および市区町村名全て	当該返礼品が該当する地場産品基準の類型（1～7号の4）及び当該類型で記載することとなっている内容すべて	共通の返礼品を提供するにあたって各団体の同意を得ている旨
8号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの	認定地域資源名	—	—
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。	災害の名称及び発生時期	災害により提供ができなくなった返礼品の概要（品目名、当該返礼品が被災前に該当していた地場産品基準の類型及び該当理由）	代替品の詳細（品目名、生産地等） 代替品といえる理由
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き） （例：〇〇pay商品券、△△Pay）	交換できるものの概要	地場産品以外のものと交換されないことの担保方法	民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサービスを経由して返礼品等を提供するもの（例：〇〇pay商品券、△△Pay）である場合は、当該事業者名及び当該サービス名
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。	セット返礼品の内容や該当する類型 ※下記および別紙の記載要領を参照	記載欄 A に記載した返礼品に該当する類型及び当該類型で記載することとなっている上記の工程等を記載欄にすべて記載。	記載欄 A に記載した返礼品に該当する類型及び当該類型で記載することとなっている上記の工程等を記載欄にすべて記載。